社員寮への入居留学生の募集について

財団法人留学生支援企業協力推進協会協力企業から、社員寮への本学留学生受入れの通知がありましたのでお知らせします。

趣 旨

海外からの留学生を民間企業の社員寮に受入れることにより、留学生に安定した宿舎を提供して経済的な支援を図るとともに、社員寮での留学生と社員との日常レベルでの交流を通して相互理解を促進すること。

寮の概要 別紙参照

応募資格

- (1)「留学」の在留資格を有し、標準修業年限内で本学に在学していること。(研究生を除く)
- (2) 原則として私費留学生で、月額10万円以上の奨学金受給者でないこと。
- (3)食事等を含めて日本の生活習慣をある程度理解しており、日本語で意思の疎通ができること。
- (4)集団生活に適応し協調性があること。特に、社員寮のルールを遵守でき、日常生活のマナー を心得ていること。
- (5) 国民健康保険に加入していること。
- (6) 深夜に及ぶアルバイトに従事していないこと。
- (7) 企業から入居を許可された際に、「留学生住宅総合補償」に加入すること。
- (8)過去に社員寮に入居していないこと、及び平成25年10月以降に本学留学生宿舎の入居期間が残っていない者。

留意事項

- (1) 選考について
 - ① <u>上記応募資格(8)のとおり、本学留学生宿舎で10月以降も入居許可期間が残っている</u>者は応募対象外です。
 - ② 国際部留学生・外国人研究者支援課による面接が7月中旬にあり、書類審査の後、企業の担当者による面接が行われます。
 - ※7月末までに当課から推薦候補者あてに連絡がない場合は、原則として不採用。
 - ③ 書類を企業に提出後、辞退することはできません。入寮許可がおりるのは、通常、書類を 企業に提出してから $1 \sim 3$ ヵ月後となります。
- (2) 入居期間及び退寮について
 - ① 企業からの入居許可書に記載の入居期間が満了した場合は、原則として退寮となります。 入居期間は、進学を理由に延長が許可される場合もありますが、その場合も最長で満4年に 達した年度の末日までです。ただし、学部卒業および他大学転学の際は退寮となります。

- ② 「入居案内」(推薦決定者に配付予定)に定められた内容に反した場合、又は著しく他の 寮生の迷惑になるような事態が生じた場合は、「入居案内」の規定に基づき社員の扱いに準 じて退寮となることがあります。
- ③ 入居中の留学生が国費外国人留学生として国内採用となった場合は、原則として、その年の年度末をもって退寮となります。

提出書類 社員寮入居申請書

応募締切 2013 年 7 月 5 日 (金) 17 時

提出先・問合せ 教育学研究科 学生支援チーム (国際交流担当)

03-5841-3908 gakuseishien@p.u-tokyo.ac.jp

http://www.p.u-tokyo.ac.jp/~edudaiga/index.htm